

呉市地域公共交通協議会規約の一部改正について（案）

1. 改正の趣旨

国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか）の一部改正（平成27年4月9日改正）に伴い、呉市地域公共交通協議会規約の一部を変更するものです。

2. 改正の内容

第2条第6号中「生活交通ネットワーク計画」を「生活交通確保維持改善計画」に改めます。

3. 施行期日

平成28年8月24日（協議会承認日）

4. 新旧対照表

現行	改正案
<p>（協議事項）</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) ～(5) (略)</p> <p>(6) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に規定する「<u>生活交通ネットワーク計画</u>」の策定及び変更に関すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>第3条～第13条 (略)</p> <p>付則 (略)</p> <p>――</p> <p>――</p>	<p>（協議事項）</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) ～(5) (略)</p> <p>(6) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に規定する「<u>生活交通確保維持改善計画</u>」の策定及び変更に関すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>第3条～第13条 (略)</p> <p>付則 (略)</p> <p><u>付則</u></p> <p><u>この規約は、平成28年8月24日から実施する。</u></p>